

別 表(第2条関係)

補助事業名	地方部における就職支援促進事業
補助事業の目的	北播磨・西播磨・但馬・丹波・淡路地域の事業所を対象に、地域外からの新規就職者(長期職場体験者を含む)の転居に伴う経費を補助し、地方部における人材確保を支援することを目的とする。
補助事業の対象となる者	北播磨・西播磨・但馬・丹波・淡路地域で介護サービス施設や事業所を経営・管理し、かつ転居に伴う費用の支援制度(赴任旅費等)を有する(または新設する)社会福祉法人等(以下「法人」という。)
補助事業の対象となる経費	地域外から新たに正規職員(長期職場体験者を含む)を採用した際に負担する、敷金、礼金、赴任旅費等。 ただし、正規職員は当該年度2月末日に在籍している者を対象とする。
補助率	1/2
補助金の額	補助金の交付額は次により算出するものとする。 ただし、補助金の交付は、予算の範囲内とする。 補助対象職員ごとに補助基準額と、補助対象経費の実支出額の合計と総事業費から当該事業に係る収入額を控除した額を比較して最も少ない額に補助率を乗じた額(千円未満切り捨て)の合計額をする。 [補助基準額] 1人あたり336,000円
適用除外する条項	第19条
その他の事項	

別に定める事項

関係条項	内 容
第3条	(添付書類) 地方部における就職支援促進事業所要額調書(様式1-1) (指定期日) 別に定める日
第7条 第1項	(軽微な経費配分の変更) 補助金額に増額が生じない経費の変更 (軽微な事業内容の変更) 補助事業の目的、効果に影響を及ぼさない範囲で、補助事業の細部の変更を行う場合 (添付書類) 第3条に準じる。 (指定期日) 必要が生じた日から20日以内。ただし、当該年度3月31日を限度とする。
第9条 第1項	(報告事項等)
第11条	(添付書類) 地方部における就職支援促進事業精算額調書(様式1-2) (指定期日) 事業完了後30日以内又は翌年度4月10日のいずれか早い日
第19条 第1項	(処分制限期間)

地方部における就職支援促進事業所要額調書

区分				総事業費 A	寄付金 その他の収入額 B	差引額 C C=A-B	補助対象経費 支出予定額 D	補助基準額 E	補助基本額 F (C、D、Eのいずれか少ない方の額)	補助所要額 G (F×補助率)千円未満切り捨て
事業名										
地方部における就職支援促進事業				円	円	円	円	円	円	円
対象職員氏名	採用前住所(市区まで)	就職先	支援内容							
						0	0		0	0
						0	0		0	0
						0	0		0	0
						0	0		0	0
						0	0		0	0
合計				0	0	0	0	0	0	0

- 注 (1) F欄には、C、D、E欄の金額を比較して最も少ない額を記入すること。
- (2) G欄には、F欄の金額に補助率(1/2)を乗じて得た額(千円未満切り捨て)を記入すること。
- (3) 支援内容がわかる資料を添付すること。
- (4) 行が不足する場合は、適時追加すること。

地方部における就職支援促進事業精算額調書

区分				補助対象経費 A	寄付金 その他の収入額 B	差引額 C C=A-B	補助対象経費 実支出額 D	補助基準額 E	補助基本額 F (C、D、Eのいずれか少ない方の額)	補助所要額 G (F×補助率)千円未満切り捨て	補助金交付決定額 H	補助金受入済額 I	差引過不足額 J
事業名													
地方部における就職支援促進事業													
対象職員氏名	採用前住所(市区まで)	就職先	支援内容	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
						0	0		0	0			0
						0	0		0	0			0
						0	0		0	0			0
						0	0		0	0			0
						0	0		0	0			0
合計				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- 注 (1)F欄には、C、D、E欄の金額を比較して最も少ない額を記入すること。
- (2)G欄には、F欄の金額に補助率(1/2)を乗じて得た額(千円未満切り捨て)を記入すること。
- (3)H欄には、県から交付決定のあった額を記入すること。
- (4)J欄には、G欄-I欄の金額とG欄-I欄の金額を比較して少ない方の金額を記載すること。
- (5)支援内容がわかる資料を添付すること。
- (6)行が不足する場合は、適時追加すること。